

弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、5月臨時会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集りいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 5月臨時会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

弘田委員長 まず、5月臨時会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(君塚総務部長、説明)

弘田委員長 何か質問はないか。

(なし)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長の中間報告

弘田委員長 次に、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長の中間報告についてである。
 委員長から、付託中の調査事件について中間報告を行いたいとの申し出があった。この委員長報告については、知事の提案説明等に先立って報告を受ける必要があると思われるので、開会日において、会期の決定の後、地方自治法第102条第6項に規定する緊急を要する事件として認定の上、日程に追加し議題とすることに御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(3) 会期及び会議日程

弘田委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
 このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長 資料1をごらん願う。今期臨時会の会期を、5月22日金曜日を開会、27日水曜日を閉会とする6日間を想定し作成した案である。

5月22日金曜日に開会し、この日は知事の提案理由説明までで散会とすることを想定している。そして、土日を挟み、翌週5月25日月曜日は議案精査のため休会とし、5月26日火曜日に本会議を開き、質疑があれば質疑を行って、委員会付託を行う。そして、本会議終了後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査を行う。翌日5月27日水曜日は、委員長報告取りまとめの常任委員会を開催、その後議運を開催、議運終了後に本会議を開催し、議案の採決を行い閉会とする会期6日間の案である。

なお、閉会日の本会議の開会時刻についてである。常任委員会の取りまとめに準備時間を要し、午後に委員会が開催となることも想定されるので、本会議の開会時刻は午後3時を想定している。

以上である。

R2.5.19 議会運営委員会

弘田委員長 それでは、会期については、5月22日金曜日から27日水曜日の6日間とし、会議日程については、先ほどの事務局説明のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(4) 議事手続き

弘田委員長 次に、議事手続についてである。

ア 質疑

弘田委員長 初めに、議案に対する質疑についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長 議案に対する質疑である。
臨時会で質疑を行う場合、ここ15年ぐらいは各会派1人以内、発言時間は15分以内、発言回数は3回以内、その発言順序は所属議員数の多い順とするのが例となっている。
以上である。

弘田委員長 まず、質疑を行うかどうかについては、いかがでしょうか。

坂本委員 県民の会は行う。

依光委員 自民党も行う。

米田委員 日本共産党も行う。

山崎委員 公明党も行う。

大石副委員長 一燈立志の会も行う。

弘田委員長 それでは、質疑を行うとのことであるので、5月26日火曜日に議案に対する質疑を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
次に、発言者数、発言時間及び発言回数については、いかがでしょうか。

梶原委員 慣例に従って、各会派1人、15分以内でよろしいかと思う。

弘田委員長 ほかにないか。

(なし)

弘田委員長 それでは、発言者数は各会派1人以内、発言時間は15分以内、発言回数は3回以内とし、発言順序については先例のとおりということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。
県民に広報するための本会議における発言者の届け出については、申し合わせでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申し合わせでは、質問第1日の前日の正午となっているので、5月25日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(5) 説明員の出席要求

弘田委員長 次に、説明員の出席要求についてである。
説明員の出席については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策とも関連するので、事務局から説明をさせる。

吉岡議事課長 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応の1つとしての、説明員の出席要求の範囲である。

説明員の座席は間隔が狭く、密接・密集状況にあるので、これを少しでも改善するという事を含めた案である。1日目は、本年度最初の本会議でもあるため、全員の出席を求める。2日目の質疑については、知事、副知事、総務部長のほか、発言通告を受けた説明員のみ出席を求めることとし、3日目は知事、副知事、総務部長のほか、提出議案に関係する説明員とすることで、執行部側の密接・密集状況を改善してはどうかと考えている。

以上である。

弘田委員長 何か質問、御意見はないか。

(なし)

弘田委員長 それでは、説明員については、開会日は新年度初めての議会であることから全説明員の出席を求めることとし、質疑を行う日は知事、副知事、総務部長のほか発言通告を受けた説明員のみ、また閉会日は知事、副知事、総務部長のほか提出予定議案に関係する説明員のみとし、その他の説明員の出席は求めないこととすることで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(6) 新任の説明員の紹介

弘田委員長 次に、4ページの資料4、新任の説明員の紹介についてである。
新たに就任された説明員の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後に行うこととしたいが、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
臨時会の会議日程等については、以上である。
ここで、開会日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

弘田委員長 この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

2. その他

(1) 5月臨時会における感染症拡大防止対策

弘田委員長 次に、その他である。
まず、5ページの資料5、5月臨時会における感染症拡大防止対策についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、5月臨時会における対応の全体像についてである。

まず、本会議における対応である。①から④は、従来から対応している事項の継続である。手指消毒や換気、マスクの着用、傍聴者への協力要請は引き続き行うこととする。そして、新たな対応として、先ほど御決定いただいた説明員の絞り込みである。お決めいただいたとおり、1日目は全員が出席、2日目は知事、副知事、総務部長のほか、発言通告を受けた説明員のみ、3日目は知事、副知事、総務部長のほか、提出議案に関する説明員とする。なお、2日目の質疑については、質疑者の交代の際に休憩を挟み、その間にドアを開け換気を行うとともに、説明員も交代することとしたいと考えている。

次に、委員会対応である。①から④まで、手指消毒、換気、マスク、傍聴者への協力要請は、従来からの対応を継続することとする。そして、新たな対応として、執行部の入室、補助者の絞り込みをしてはと考えている。これは、現在委員会室への入室は部局単位であり、説明課長の後ろにその部局の全ての課長が控え、さらに説明補助者も多くが入室をし、密集状態となっている。これを改善するため、入室は課室単位とし、説明課以外の方は課長も含め、外でばらけて待機、説明時に入っていた方式としてはいかがかと考える。

なお、原則とすることで、説明をしている課以外の課で関連する質問が想定されるような場合は、その想定される課の課長のみ後ろで待機することを認め、少しでも委員会の審査がスムーズに進むように配慮する必要があるかと思われる。

R2.5.19 議会運営委員会

	<p>また、部局の入れかわりの際は、審査にゆとりを持たせることで、委員会室の近くで執行部が過剰に待機する必要がないように配慮する必要もあるかと考える。</p> <p>5月臨時会における感染症拡大防止に向けた対応全体の案は、以上である。</p>	
弘田委員長	何か質問、御意見はないか。	
坂本委員	1つは、本会議の傍聴者の座席間隔である。基本は、中継活用による傍聴自粛ということで、それほど多くの方がおいでることはないと思うが、座席は間隔をおいて座るようにという指示がわかるような形でやっておくということ。また、質疑日であるが、発言通告を受けた説明員ということになっているので、場合によって、座席が隣り合わせになっている部局もあれば、間があいている部局もあると思う。そこは、間隔をあけた対応をしていくのか。	
吉岡議事課長	傍聴者への対応については、この座席にお座りくださいと明示するような配慮をする予定としている。説明員については、席を交代すると、再質問の時などは自席で発言ということになっているので、マイクの設定等で非常に混乱をするため、御容赦いただきたいと考えている。	以上である。
弘田委員長	よろしいか。	
坂本委員	はい。	
梶原委員	本会議の傍聴者もそうであるし、委員会の傍聴者へもマスク着用の協力要請ということであるが、現状でマスクは市場にも出てきている。以前は、事務局としてのストックが数百枚程度ということだったが、議会としてももう少しストックをふやしても、特に医療機関等に負担がかかるような状況でもない。マスクをされていない方には、これをしてくださいという配付も含めて、今のストック状況と、今後の議会としての感染症対策として、もう少しストックをふやしたらいいのではないかと思うが、今の状況を御説明願う。	
梶谷総務課長	現在、事務局で150枚程度のストックがある。マスク不足が解消されて、値段が上がってきたら、ストックを買い増ししたいと考えている。	
梶原委員	ドラッグストアやスーパーなどで山積みになられて、値段も通常の流通している価格であると思う。早めに、議会としてのストックをふやしておいたほうがいいと思うので、事務局で御検討を願いたい。	
弘田委員長	それでは、検討をさせる。 ほかはないか。	
	(なし)	
弘田委員長	それでは、5月臨時会における対応については、この案のとおりとすることで、御異議ないか。	

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 議員報酬等の減額

弘田委員長 次に、議員報酬等の減額についてである。

先日、各派代表者会が開催され、今般の新型コロナウイルス感染症による本県経済への影響を考慮し、議員報酬及び議員選出の監査委員の報酬の減額を行うこととして、6月1日から30日までの1カ月間、報酬月額30%の減額とする方向で意見が一致をしている。

この議員報酬等の減額を行う場合は、条例議案を提出する必要がある。については、6月1日から30日までの1カ月間、議員報酬及び議員選出の監査委員の報酬を月額30%相当減額する内容の条例議案を議会運営委員会の委員の連名で提出することにしたが、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

なお、次回の議運に条例議案の正副委員長案を示し、御協議願うこととするので、御了承願う。

(了 承)

(3) 傍聴時の託児サービス

弘田委員長 次に、傍聴時の託児サービスについてである。このことについて、事務局に説明させる。

吉岡議事課長 傍聴時の託児サービスの実施については、昨年12月6日の議運で、令和2年6月定例会をめぐり開始すると御決定をいただいた。

これを受け、託児業者とも協議を行うなど準備を進めてきたが、今般の新型コロナウイルス感染症の関係で、一般傍聴自体の自粛をお願いしている中であり、また預かった子供さんへの感染リスクが心配される中での実施は困難な状況と考える。このため、6月定例会からの開始を延期し、状況を見計らって、改めて開始時期を定めることで御了承いただくようお願いする。

以上である。

弘田委員長 何か質問はないか。

(な し)

弘田委員長 それでは、事務局説明のとおりで、御了承願う。

(了 承)

(4)その他

- 弘田委員長 ほかにも、その他で何かないか。
- 山崎委員 本来は、議題の1番で言わなければならない内容であったかもしれないが、今回の議会では仕方がないが、今後こういった新型コロナのことなどの臨時会の場合などの一般質問の形式である。一問一答形式のような形も、あってもいいのではないかと。今後、検討してもらえないかというのが、会派としての意見である。
- 弘田委員長 これからの検討事項としたいと思う。
- 梶原委員 1点だけ。事実として、一般質問ではなくて、議案に対する質疑である。あくまで、定例会の質疑並びに一般質問の部類ではない。今回は、あくまで議案に対する質疑であるから、それを一問一答形式でやるかどうかは、今後の検討事項ということにしたらいいと思う。
- 坂本委員 意見書を提出したいと思うが、その場合の手続等について願います。
- 米田委員 うちも意見書の提出を考えているので。
- 弘田委員長 事務局、臨時会に意見書案が提出された場合の取り扱い手順について、説明願う。
- 吉岡議事課長 臨時会で議題となるのは、告示されたもの以外は、緊急性が認められるものに限る。意見書議案についても同様であり、緊急性が認められるのであれば、意見書議案として本会議で議題とすることができる。臨時会で意見書を審議した事例は少なく、申し合わせとして定められた手順や提出期限などはない。その時々々の状況、臨時会日程などを考慮し、議運で御決定いただいている。ただ、どこかの議運の場面で、必ず本会議で議題とするための緊急性があるのかといった確認がされている。このため、今回お話をこの時点でいただいたので、このタイミングでの手順案として申し上げますと、通常、定例会では、締め切りまでに会派から提出された意見書案をどの委員会に送付するか議運で協議しているが、この臨時会では、まず提出された意見書案に緊急性があるか協議し、緊急性があると認められた場合は委員会へ送付、委員会で協議するといった通常の流れにはいかかかと考える。そして、本会議に提出された場合は、本会議で緊急事件と認めるか諮った上で議題とし、審議していく流れとなる。以上である。
- 弘田委員長 何か質問はないか。
- 坂本委員 その場合に、日程的にいうと、どの段階で出せばいいのか。
- 弘田委員長 事務局から説明願う。
- 吉岡議事課長 案として申し上げますと、意見書案として会派から議運に提出されたら、付託の議運、今臨時会では26日の朝、本会議前の議運となるが、ここで緊急性についての協議

R2.5.19 議会運営委員会

を行い、緊急性を認めた場合は常任委員会に送付し、26日中に常任委員会で協議することとしてはどうかと思う。その際、締め切り日を別途決める必要がある。通常は、一括質問最終日の本会議終了後1時間以内であるが、今臨時会では、質疑終了後すぐに委員会であるので、これを準用することはできない。このため、例として申し上げますと、提出期限を付託前日の議案精査日25日の正午とするといったことを決定いただくようお願いする。

以上である。

弘田委員長

何か質問、意見はないか。

梶原委員

それぞれの会派が意見書を検討されているようである。たぶん、新型コロナウイルス感染症対策に関連しての意見書であると思う。内容によっては、緊急性があると認められ、意見書案提出ということにもなると思うので、それぞれの会派が意見書案を提出するのであれば、先ほど事務局から説明のあった25日の正午までとして26日の議運で緊急性を諮ると、その流れでいけばいいと思う。

弘田委員長

ほかに、御意見はないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、意見書案の提出期限は、5月25日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。
ほかに、何かないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、協議事項は、以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、5月26日火曜日、午前9時から開催することとする。
協議事項は、議案の付託等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。